



2021年10月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 祐 一 郎
(コード番号：6172 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 原 大 輔
(TEL. 03-5962-6450)

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに
資本金の額の減少及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の基準日について

当社は、2021年10月31日(日)を本臨時株主総会招集のための基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

基準日 2021年10月31日(日)
公告日 2021年10月15日(金)
公告方法 電子公告(当社のホームページに掲載いたします。)

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案について

開催日時 2021年12月14日(火)(予定)
開催場所 11月下旬送付予定の臨時株主総会招集ご通知をご確認ください。
付議議案 資本金の額の減少、定款の一部変更

なお、議決権の行使については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面又はインターネットによる事前行使をお願いするとともに、会場へのご来場は極力お控えくださいますようお願いいたします。**なお、本臨時株主総会において議決権を有効に行使いただきました株主様には、後日QUOカード(500円分)を郵送にてお送りいたします。**

3. 資本金の額の減少について

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

2021年10月14日現在の資本金の額5,517,175,796円のうち、5,417,175,796円を減少させ、100,000,000円といたします。

また、新株予約権又は新株予約権付社債の全部又は一部が本臨時株主総会日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額減少することにより、最終的な資本金の額を100,000,000円とすることにいたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本金の額の減少の日程（予定）

取締役会決議日	2021年10月14日（木）
債権者異議申述公告日	2021年11月5日（金）
債権者異議申述最終期日	2021年12月6日（月）
臨時株主総会決議日	2021年12月14日（火）
効力発生日	2021年12月15日（水）

(4) 今後の見通し

本件の資本金の額の減少は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はなく、株主の皆様への所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではございません。また、本件は、2021年12月14日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、居住地に関わらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものです。

なお、本定款変更の効力は、本臨時株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮

しつ产业競争力を強化することに資する場合として、経済产业省令・法務省で定める要件に該当することについて、経済产业大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものいたします。

- (2) 変更の内容
変更は以下のとおり。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

- (3) 日程
- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 臨時株主総会決議日 | 2021年12月14日(火)(予定) |
| 効力発生日 | 臨時株主総会決議日又は当社が本確認を受けた日のいずれか遅い日 |

以上